

奈良先端科学技術大学院大学優秀学生奨学制度規程

平成22年9月21日
規程第 4 号

(目的)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の学生のうち、特に優秀な学生を奨励・支援することにより、優れた人材の養成に資することを目的とする奨学制度に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 奨学制度の名称は、奈良先端科学技術大学院大学優秀学生奨学制度とする。

(奨学対象者)

第3条 奨学制度の対象者（以下「奨学対象者」という。）は、奨学対象者を決定する年度（以下「当該年度」という。）に本学の博士後期課程1年次に在籍する学生で、学業成績が特に優秀であり、かつ、人物が優れた者とする。ただし、国費外国人留学生及び奈良先端科学技術大学院大学留学生特別支援制度に採用された者を除くものとする。

(奨学対象枠)

第4条 奨学制度の対象枠（以下「奨学対象枠」という。）は、毎年度15名以内とする。

2 学長は、当該年度における奨学対象枠を決定し、研究科長に通知する。

(奨学の方法)

第5条 奨学支援の方法は、当該年度の授業料の全額免除の方法とする。

(奨学対象者の決定時期)

第6条 奨学対象者を決定する時期は、4月とする。

(奨学対象候補者の決定)

第7条 研究科長は、奨学対象者の候補者（以下「奨学対象候補者」という。）を選考するための基準（以下「選考基準」という。）を定め、学内に公表し、奨学対象候補者を公募する。

2 研究科長は、前項の選考基準に基づき、応募者のうちから奨学対象候補者を決定し、選考基準と推薦順位を添えて、学長に推薦する。

(奨学対象者の選考)

第8条 学長は、研究科長の推薦に基づき奨学対象者の選考を行うため、奈良先端科学技術大学院大学優秀学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 研究科長
- (5) 各領域長
- (6) 企画・教育部長

3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。

6 委員長が必要と認めたときは、第2項に規定する委員以外の者を出席させることができる。

(奨学対象者の決定)

第9条 学長は、委員会の選考に基づき、奨学対象者を決定する。

2 学長は、研究科長に選考結果を通知するとともに、学内に選考結果を公表する。

(表彰及び報告会)

第10条 学長は、奨学対象者を表彰し、奨学対象者による報告会を開催する。

(事務)

第11条 奨学制度に関する事務は、企画・教育部教育支援課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年度に限り、奨学支援の方法は、第5条の規定に関わらず、当該年度の授業料の半額免除の方法とし、奨学対象者を決定する時期は、第6条の規定に関わらず、10月とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。